

8-3 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、地域概況調査の結果を踏まえ、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地域概況調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

表8-1に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

表8-1 環境影響評価の項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方

環境要素	選定に際しての考え方	重点化・簡略化
地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は、トンネル工事等大規模な地下掘削工事を行う場合に選定 ・ 供用時は、トンネルその他大規模な地下構造物が想定される場合に選定。湧水等に影響の可能性がある場所での面的な土地造成等の場合に選定。地下水の揚水等を行う場合に選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 影響を受ける地下水が水道水源等として利用されている場合は重点化 ・ 影響を受ける注目すべき動植物、触れ合い活動の場等がある場合は重点化
利水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水の流量及び流況、水位等に変化を及ぼす可能性がある場合に選定 	

8-4 現況調査

1 調査すべき情報

(1) 地下水の水質の状況

地下水の水質調査は、地下水及び地下水と連結している河川水、湖沼水等の平均的及び深さ方向の水質の状態を把握し、地下水の涵養・流動機構解明のために行う。

調査項目は、対象事業の種類、規模及び事業特性並びに対象水域の特性等を考慮し、表8-2に示す。

(2) 地下水の水位の状況

地下水位は、地域一体の地下水問題を取り扱う際、最も基本となる資料である。既存の井戸等を利用した地域一帯の一斉測定や、長期観測により、地下水位の空間的分布や経時的状態等を調査する。

(3) 地下水の利用の状況

地下水の利用の状況調査は、水道用水のほか、農業用水や水産用水、工業用水などの利用形態別に利用施設の分布、利用規模などについて調査する。

(4) 地質及び土壌の状況

地質及び土壌の状況調査は、帯水層の性状や空間的広がりを把握するための基本であり、地下水の涵養機構、賦存状況、流動方向等の解明のために行う。

(5) その他必要な情報

必要に応じ湧水の状況や地形調査、植生の状況、浸透能、蒸発散などについて調査する。

表 8-2 調査項目として選定を検討する地下水の水質調査項目

区 分	調 査 項 目
地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）に定める項目 ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）に定める項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロレチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオンカルブ、ベンゼン、セレン、脱酸性窒素及び亜硝酸窒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成2年環水土第77号）に定める項目	殺虫剤 アセフェート、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、トリクロロホン(DEP)、ピリダフェンチオン、フェントロチオン(MEP)
	殺菌剤 イソプロチオラン、イプロジオン、エトリジアゾール(エクロメザール)、オキシ銅(有機銅)、キャプタン、クロロタロエル(TPN)、クロロネブ、チウラム(チラム)、トルクロホスメチル、フルトラニル、ペンシクロン、メタラシキル、メプロニル
	除草剤 シュラム、ジチオピル、シマジン(CAT)、テルブカルブ(MBPMC)、トリクロピル、ナポロパミド、ピリプチカルブ、ブタミホス、プルピサミド、ベンスリド(SAP)、ペンディメタリン、ベンフルラリン(ベスロジン)、メプロップ(MCPP)、メチルダイムロン
公共用水域等における農薬の水質評価指針について（平成6年環水土第88号）に定める項目	イプロジオン、イミダクロプリド、エトフェンブロックス、エスプロカルブ、エディフェンホス(EDDP)、カルバリル(NAC)、クロルピリホス、ジクロロフェンチオン(BCP)、シメトリン、トルクロホスメチル、トリクロロホン(DEP)、トリシクラゾール、ピリダフェンチオン、フサライド、ブタミホス、プロフェンジン、プレチラクロール、プロベナゾール、プロモプチド、フルトラニル、ペンシクロン、ベンスリド(SAP)、ペンディメタリン、マラチオン(マラソン)、メフェナセツト、メプロニル、モリネート
水道水に関する水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定める項目（環境基準が設定されている項目を除く。）	一般細菌、大腸菌群、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、塩素イオン、有機物(過マンガン酸カリウム消費量)、銅、鉄、マンガン、亜鉛、ナトリウム、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、フェノール類、陰イオン界面活性剤、pH値、臭気、味、色度、濁度
その他の項目	地下水の利用形態に応じた物質等

2 調査の基本的な手法

(1) 地下水の水質の状況

地下水の水質の状況は、県又は関係する市町村の調査資料及び現地調査に基づいて、過去5年程度の経年変化並びに環境基準の適合状況等を取りまとめる。

現地調査で水質に係る測定を実施する場合には、既存井戸及び観測井などから採水し、必要に応じて河川水、湖沼水からも採水して行う。水質試験は、次の調査法に準拠して行う。

- 地下水の水質汚濁に係る環境基準について
- ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準
- 水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）
- 上水試験法（厚生省衛生検査指針）

(2) 地下水の水位